

そんぽADRセンターのご案内

お客様の損害保険に関するお困りごとを解決サポートいたします



一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)



0570-022808

電話リレーサービス、IP電話からは
裏表紙の直通電話におかけください

受付日:月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く) 受付時間:午前9時15分～午後5時

そんぽADRセンターは、

中立・公正な立場

で対応します。

紛争解決委員には弁護士など、中立・公正な第三者を選任します。

相談や苦情・紛争解決手続にかかる費用は

原則として無料

です。

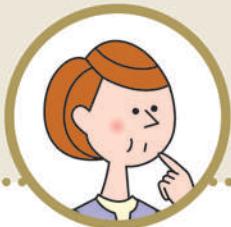
ただし、通信費、意見聴取に出席されるための交通費・宿泊費等、

必要な書類の取得費用などはお客様のご負担となります。



エー ディー アール

ADR(裁判外紛争解決手続)って何?



ADR(Alternative Dispute Resolution)

代替の

紛争

解決

裁判所での訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく解決方法です。訴訟に比べ、手續が簡単・費用が安い・専門的・迅速な解決の手段です。

そんぽADRセンターは、法令に基づいて国の指定を受けた指定紛争解決機関です。損害保険業務、外国損害保険業務および特定損害保険業務にかかる保険業法に基づく指定紛争解決機関として、金融庁長官から指定を受けています。

*損害保険のご加入、ご契約内容の変更、事故のご連絡などは、直接損害保険会社またはお取扱いの代理店へ直接お申出ください。

*来訪によるご相談等をご希望の場合は、事前にお電話をいただき、ご相談等の概要をお話しいただくとともに、来訪日時をご予約のうえお越しください。

※諸事情により、来訪相談を中止している場合がありますので、必ず、事前にお電話ください。

*自賠責保険の保険金のお支払等に関する紛争など、紛争解決手続をご利用になれない場合があります。詳しくは、そんぽADRセンターまでお問い合わせください。

*そんぽADRセンターの紛争解決手続(地震保険の保険金支払に関する紛争を除く)は、互譲の精神によるトラブル解決をサポートするものです。紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと紛争解決委員が判断したときは、手續が途中で終了する場合があります。

例えば… 事故発生の有無(盗難・いたずら被害や火災があったかどうか)を争う紛争は和解による解決に馴染みにくい傾向があります。



ご注意

そんぽADRセンターは、



を中立・公正な立場で、
解決のサポートをいたします。



ア 協会と契約している保険会社
(裏表紙参照)に限る

そんぽADRセンター利用規定 (2012年1月20日制定)

この利用規定は、一般社団法人日本損害保険協会(以下「協会」といいます。)が「損害保険業務等にかかる紛争解決等業務に関する業務規程」(以下「業務規程」といいます。)および「損害保険業務等にかかる紛争解決等業務に関する業務規程」に関する細則」(以下「細則」といいます。)に基づき実施する紛争解決等業務に關し、お客様(以下「利用者」といいます。)が当センターを利用するにあたり、あらかじめ理解・承諾いただく必要のある重要事項を定めたものです。

利用規定についてご不明な点がありましたら、そんぽADRセンターにお問い合わせください。

1. そんぽADRセンターの業務

(1)そんぽADRセンターは、次に掲げる業務およびこれらに付随する業務を行います。

①損害保険に関する一般的な相談等に応じること。

②保険会社(協会との間で手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。)に対する苦情の解決の申出について、苦情解決手続(業務規程第3章第2節に定める手続をいいます。)を実施すること。

*「苦情」とは、保険会社に関連する次のものをいいます。

・損害保険業務等に関する不満足の表明
・自賠責保険金の支払および支払手続にかかる業務に関する不満足の表明

③利用者または保険会社からの紛争解決手続の申立てに基づき紛争解決手続(業務規程第3章第3節に定める手続をいいます。)を実施すること。

*「紛争」とは、苦情のうち、当事者間では解決を図ることができず、紛争解決

手続の申立てがされたものをいいます。

*そんぽADRセンターによる紛争解決手続は、いわゆる「互換の精神」のもと、

中立・公正な第三者による紛争解決委員(弁護士、消費者生活相談員、学識経験者のうち、1名以上を選任)が当事者双方の意見を聞いて、紛争解決のための和解案を提示して解決に導くものであります。なお、地震保険の保険金を巡る事案については、「地震保険損害認定基準」に則り損害認定し、和解案を提示します。

(2)そんぽADRセンターは、苦情の解決の申出が次のいずれかに該当すると判断した場合には、苦情解決手続を実施しません。また、苦情解決手続を開始した後にこれらの事実が判明した場合には、そんぽADRセンターは当該苦情

解決手続を終了します。

- ①その内容について正当な権利または権限を有していない者によってされたと認められるもの
- ②その内容が法令に違反または公序良俗に反するもの
- ③不当な目的でされたものまたはその内容が社会的な公正性に欠くと認められるもの
- ④主要な事項について虚偽が認められるもの
- ⑤その内容について利用者と保険会社との間で一切の話合いが行われていないもの
- ⑥その内容について紛争解決手続の申立てがされたもの
- ⑦訴訟が係属している請求にかかるものまたは他の相談機関等において紛争解決手続に相当する手続が開始されているものもしくは当該手続が終了したもの(いずれも実質的に同一の事象にかかるものを含む。)

*「他の相談機関等」とは、国の方機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって、相談または紛争解決等業務に相当する業務を行う機関をいいます。
具体例として、交通事故紛争処理センター、道交交通事故相談センター、国民生活センターなどが挙げられます。

⑧訴訟において裁判が確定したまたは民事調停において調停が成立した請求にかかるもの(いずれも実質的に同一の事象にかかるものを含む。)

⑨その内容が苦情解決手続を終了した苦情の内容と実質的に同じものであつて、正当な理由なくされたもの

⑩明らかに時効が成立していると認められる内容にかかるもの

⑪反社会的勢力であると認められる者によってされたもの

⑫(3)そんぽADRセンターは、紛争事案が次のいずれかに該当すると認める場合には、手続実施委員(紛争解決手続を実施する委員をいいます。)の判断により、紛争解決手続を実施しない場合があります。

①利用者が損害保険に関する知識を有する専門家であるもの

②利用者が大企業またはこれに準ずる企業であって、保険会社との間に交渉能力の格差がないもの

③紛争の金額が大きく、かつ、和解による紛争の解決の前提として詳細な事実認定または判断が問題となる可能性が高いと考えられるもの

④経営判断の妥当性のみを争うもの、具体的な被害がないものその他紛争としての内実がないもの

*具体例として、「最終的に保険金等の支払を争うものであって、保険会社からその具体的な金額の提示を受けない段階にあるもの」、「保険会社の社員等の素行や接客態度に関するもの」、「具体的な被害が認められないもの」などが挙げられます。

⑤他の相談機関等において紛争解決手続に相当する手続が開始されているものまたは当該手続が終了したもの(いずれも実質的に同一の事象にかかるものを含む。)

⑥訴訟において裁判が確定したまたは民事調停において調停が成立した請求にかかるもの(いずれも実質的に同一の事象にかかるものを含む。)

*訴訟中の事案については、訴訟の進行状況などを踏まえ、手続実施委員の判断により、紛争解決手続を中断または終了する場合があります。

⑦利用者が紛争解決手続において解決を図ることを目的とせず、保険会社の説明または関係資料を入手する目的で申立てを行っているもの

⑧利用者が謝罪の要求を主な目的として申立てを行っているもの

⑨紛争解決手続を終了した事案と争点を同じくする紛争について、正当な理由なく申立てを行っているもの

⑩申立書の記載内容から判断して明らかな失当があるもの

⑪その他、前各号に準ずるもの

⑫(4)そんぽADRセンターは、紛争解決手続の申立てが次のいずれかに該当する場合には、その受付を保留し、苦情解決手続を案内(苦情解決手続が開始されている場合にあっては、継続)することができます。

⑬最終的に保険金等の支払を争うものであって、保険会社から具体的な金額の提示を受けていない段階にあるもの。

*具体例として、けがの治療中や後遺障害の等級が決まらないうちに紛争解決手続の申立てがあつた場合などが挙げられます。

⑭利用者と保険会社との間で具体的な交渉(苦情解決手続を通じて行うもの)を行っていないと認められるもの。

⑮その他、利用者の意向や申立ての内容等を十分に勘査した結果、苦情解決手続により解決を図ることが相当であると判断されるもの。

*具体例として、利用者が苦情解決手続を行うことなく紛争解決手続の申立てを行った場合に、そんぽADRセンターからの手続案内によって苦情解決手続による解決方法を初めて認識し、その結果、苦情解決手続を開始することについて利用者が同意した場合などが挙げられます。

そんぽADRセンターの連絡先および所在地

ナビダイヤル
(全国共通)



0570-022808

<通話料有料>

※受付日時は、月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)
の午前9時15分～午後5時です。

※電話会社の通話料無料サービスや料金プランの無料通話は
適用されません。

※電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

そんぽADRセンター東京

[直通電話] 03-4332-5241

[所在地] 〒101-0063 千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階

そんぽADRセンター近畿

[直通電話] 06-7634-2321

[所在地] 〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階

◎来訪による相談等をご希望の場合は、必ず、事前にお電話でご予約のうえお越しください。



損害保険に関する他の紛争解決機関

一般社団法人保険オンブズマン <https://www.hoken-ombz.or.jp>

保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結している損害保険会社の商品、サービス、事業活動等についての問題を当事者間で解決できない場合に、解決の申立てを行うことができます。

東京 03-5425-7963

交通事故の賠償問題に関する紛争解決機関

公益財団法人交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp>

交通事故に遭われた方の自動車保険(対人・対物賠償事案)にかかる紛争に対応して和解のあっせん等を行います。

東京	03-3346-1756	大阪	06-6227-0277	さいたま相談室	048-650-5271
札幌	011-281-3241	広島	082-249-5421	静岡相談室	054-255-5528
仙台	022-263-7231	高松	087-822-5005	金沢相談室	076-234-6650
名古屋	052-581-9491	福岡	092-721-0881		

自賠責保険の保険金等のお支払に関する紛争解決機関

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp>

法令に基づいて国の指定を受けた指定紛争処理機関です。自賠責保険の保険金の支払等について生じた紛争(重過失減額、後遺障害等級認定など)に対応して調停を行います。

フリーダイヤル
0120-159-700

あいおいニッセイ同和損保
アイペット損保
アクサダイレクト
アニコム損保
イーデザイン損保
AIG損保
エイチ・エス損保

SBI損保
au損保
ドコモ損保
キヤピタル損保
共栄火災
さくら損保
ジエイアイ

セコム損保
セゾン自動車火災
全管協れいわ損保
ソニーワークス
損保ジャパン
大同火災
東京海上日動

トーア再保険
日新火災
日本地震
ペット&ファミリー損保
三井住友海上
三井ダイレクト損保
明治安田損保

ヤマップネイチャランス
楽天損保
レスキュードム

[手続実施基本契約締結保険会社・50音順]

2024年5月現在

当協会における個人情報の取扱いにつきましては下記 Web サイトをご参照ください。